

トライアル雇用奨励金の 拡充について

注目トピックス

01 | トライアル雇用奨励金の拡充について

平成26年3月1日からハローワークを通じて一定の求職者を試用雇用した場合に支給される「トライアル雇用奨励金」が拡充されました。

対象者は以下の通りです。

これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人
離転職を繰り返している人
直近で1年を超えて失業している人
その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人

特集

02 | 産前産後休業保険料の免除制度について

平成26年4月から社会保険被保険者の産前産後休業保険料が免除になる制度が始まります。

社会保険労務士法人 未来経営より

03 | お問い合わせについて

04 | 近況報告

トライアル雇用奨励金の拡充について

ハローワークを通じて一定の求職者を試用雇用した場合に支給される「トライアル雇用奨励金」が拡充されました。

トライアル雇用奨励金とは

トライアル雇用奨励金は、職業経験・技能・知識などから安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークなどの紹介により、原則3ヶ月間試用雇用した場合に助成されるものです。

以前からあった制度ですが、平成26年3月1日から対象範囲の拡大ならびに採用経路の範囲拡大が行われることになりました。トライアル雇用奨励金の拡充内容について解説します。

トライアル雇用奨励金の対象者

従来のトライアル雇用奨励金の対象者は以下の通りです。

これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人

離転職を繰り返している人

過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態で、今後は長期的に安定した就業を希望する人

直近で1年を超えて失業している人

直近で1年を超えて就業していない場合に対象となります。

パート・アルバイトなど正社員以外の就業形態も含まれます

その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人

母子家庭の母・父子家庭の父・生活保護受給者・季節労働者・中国残留邦人などの永住帰国者・日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス・その他トライアル雇用の活用が必要と認める者

【対象者の拡充内容】

上記に加えて学卒未就職者や育児などでキャリアプランクのある方も対象とします。

トライアル雇用奨励金の雇い入れ条件

従来の雇い入れ条件は以下の通りです。

対象労働者をハローワークまたは地方運輸局(船員となる場合)の紹介により雇い入れること
原則3か月のトライアル雇用をすること
1週間の所定労働時間が原則30時間を下回らないこと

【雇い入れ条件の拡充内容】

上記に加えて、ハローワーク以外の一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学などの紹介による場合も支給対象となります。

トライアル雇用奨励金の支給額

本奨励金の支給額は、支給対象者1人につき月額4万円です。対象期間は3ヶ月ですので、トライアル雇用奨励金は1人につき合計12万円が支給されます。

ただし、支給対象月の出勤割合により1ヶ月あたりの月額が以下の表のように調整されます。

割合	月額
75% 出勤率	4万円
50% 出勤率<75%	3万円
25% 出勤率<50%	2万円
0% <出勤率<25%	1万円
出勤率=0%	0円

トライアル雇用奨励金についてのご質問は当事務所までお寄せください。



産前産後休業保険料の免除制度について

平成 26 年 4 月から社会保険被保険者の産前産後休業保険料が免除になる制度が始まります。

はじめに

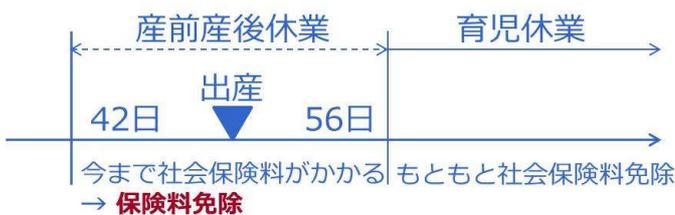
今までは産前産後の期間中、社会保険料免除はありませんでしたが、平成 26 年 4 月から産休期間中の保険料免除が始まります。

これからは産前産後休業時に免除の申請を提出するとともに、産前産後休業中に社会保険料を誤って天引きをしないよう注意が必要です。この免除制度について解説します。

社会保険料免除となる産前産後休業期間中

産前産後休業期間中とは、産前 42 日（6 週間）（多胎妊娠の場合は 98 日（14 週間））・産後 56 日（8 週間）のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間です。

出産とは、妊娠 85 日（4 ヶ月）以後の生産（早産）・死産（流産）・人工妊娠中絶のことをいいます。



産前産後休業の保険料免除は、平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象となります。

提出書類

被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「**産前産後休業取得者申出書**」を日本年金機構へ提出します。この申出（産前産後休業を取得している旨を申し出ること）は、**産前産後休業をしている間**に行わなければなりません。

手続き方法

区分	内容
提出時期	被保険者から申出を受けた時
提出先	郵送で事務センター （事業所の所在地を管轄する年金事務所）
提出方法	電子申請・郵送・窓口持参

（日本年金機構 HP より抜粋）

社会保険料が免除される期間

保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。

免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の 3 カ月の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

つまり、産前産後休業後、育児休業を取らずに復帰をした際に給与額が下がった場合は、固定的賃金に変動がなくても標準報酬月額を改定することになります。

この改定は平成 26 年 4 月 1 日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

産前産後休業にかかる保険料免除についてのご質問は当事務所までお寄せください。



当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4 6 4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

スタッフよりあいさつ

春です、未来経営の森井です。

出先で、そのままフェードアウトして、おにぎり持ってピクニックに行きたくなる季節が今年もやって参りました。そしてこの晴れやかな出会いの季節に残念なお話なのですが...私、森井がコメントを書かせて頂くのは今回が最後になります。そこら辺のOLプログ的な取るに足りない内容でしたが、毎度好き勝手に個人的趣味思想等々書かせて頂きました。今後は税務中心になりますが、税理士法人未来経営にはおりますので、また皆様にお目にかかる機会もあるかもしれません、その時はぜひ宜しくお願いします。私の後には爽やかハンサムが控えておりますのでご期待くださいませ、これからも未来経営をどうぞ宜しくお願い致します。

